

第三次産業における労働災害防止対策

滋賀労働局 彦根労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害の発生状況

彦根監督署管内では令和7年に転倒災害が急増しています。

労働災害発生状況

彦根監督署管内の労働災害（R 6）

（全業種）

321件 うち 66件（動作の反動・無理な動作）
56件（転倒）

（第3次産業）

136件 うち 36件（転倒）

⇒第3次産業の26%

32件（動作の反動・無理な動作）

彦根監督署管内の労働災害（R 7.7月末現在）

（全業種）

149件 うち 62件（転倒）
21件（墜落・転落）

（第3次産業）

73件 うち 42件（転倒）

⇒第3次産業の**58%**

8件（墜落・転落）

（特徴）

- ・休業1か月以上が60%を超えている
- ・骨折が70%を超えている



転倒の類型

要因は「すべり、つまずき、踏み外し、もつれ、その他」に分類されます。

第3次産業の内訳（全42件）

- ・すべり（17件）

積雪や天候によって凍結した場所

液体で濡れた場所 等



- ・つまずき（15件）

用具（コード、管、紐）

台車 等



- ・踏み外し（2件）

玄関の段差、階段

- ・その他（4件）

脚立から降りた際にバランスを崩す

座ろうとした際に椅子が動いた

- ・もつれ（4件）

足のもつれ、バランスを崩した 等

転倒対策のポイント

転倒は法令順守以上に事業場での自主的な活動が重要です。 参考省令：安衛則第540条・544条・558条

転倒防止の法令・省令は少なめ

・安衛則第540条

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

・安衛則第544条

事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

・安衛則第558条

事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、当該履物を使用させなければならない。

転倒防止のための活動例

・転倒危険箇所へのテープの貼り付け

・コーナー部へのミラー設置

好事例) 半球型のミラーをつるして視認性向上

・バックヤードの整理整頓

→通路との区画。※2 m以上の直積みは「はい作業主任者」

・スイングドアの通行方向指定

→通路と作業場のどちらも左側通行。

・階段の昇降を内外で明示

・段差にステップの設置

・転倒リスクのある場所の掲示

・転倒リスクマップの作成

→労働者からのヒヤリング結果から対策を検討。



現状の把握

まずは事業場での状況をチェックしてみましょう。

転倒災害防止のためのチェックシート

～職場の転倒の危険をチェックしてみましょう～

- | | | |
|---|---|--|
| ☐ 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
(整理・整頓) | ⇒ | 通路、階段、出口などの歩行する場所には、物を放置しないようにしましょう。 |
| ☐ 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか(清掃・清潔) | ⇒ | 床面が水、氷、油、粉類等で汚れている場合には放置せず、すぐに取り除きましょう。 |
| ☐ 3 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されていますか | ⇒ | 移動中に物につまずかないよう、適切な明るさ(照度)を確保しましょう。 |
| ☐ 4 作業靴は作業に適したちょうど良いサイズのものを選び、定期的に点検していますか | ⇒ | 作業に適した靴を選んで着用し、靴底の擦り減りがないかなど、定期的に点検をするようにしましょう。 |
| ☐ 5 ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | ⇒ | 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有しましょう。 |
| ☐ 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促すステッカー(標識)をつけていますか | ⇒ | 転倒の危険性がある場所にはステッカー(標識)をつけて、注意喚起をしましょう。 |
| ☐ 7 ポケットに手を入れたまま歩いていませんか(安全な移動姿勢) | ⇒ | ポケットに手を入れて歩かないようにしましょう。
階段は手すりを使って昇降しましょう。 |
| ☐ 8 転倒災害を予防するための運動を取り入れていますか | ⇒ | ストレッチや体操などを適宜行って、転倒災害予防に努めましょう。また、日ごろの歩き方も見直してみましょう。 |
| ☐ 9 転倒を予防するための教育を行っていますか | ⇒ | 転倒予防のための教育、研修を実施しましょう |

転倒リスクマップ

転倒は売場、バックヤード、事務所、階段など、どこでも発生する可能性があります。

どこに転倒リスクがあるか、実際に作業する労働者から意見を聴くことが重要です。

リスクマップ作成手順（例）

1. 労働者へのヒヤリング

売場等の平面図を準備。

2. 転倒リスクのある箇所へのシール貼り付け

滑り（黒シール）

つまずき（黄色シール）

踏み外し（赤シール）

その他（青シール） 等

3. リスクが多くあがった箇所から現状把握と改善

対策の方法はハード、ソフトの順です。

結果は関係労働者に周知してください。

Before・Afterの記録は変化がよく見えます。

ハード、ソフトとは？

・ハード対策

機械や設備などの「物」の対策を言います。

安全衛生対策の考え方では先に「物」の対策を行います。

・ソフト対策

管理、教育、保護具（靴、手袋）などの「人」への対策を言います。

・物の危険と人の危険

例えば、手すりがない階段があります。

「両側に手すりをつけること」と「注意して歩くように指示すること」どちらが安全でしょうか。

人は時に不安全行動をとります。その場合でも物が不安全状態になれば大きな災害にはなりにくいのです。

ヒヤリハットとは

ヒヤリハットは危ないことが起こりはしたが、災害にはならなかった事象のことです。

ヒヤリハット活動は、これらの事例を収集し、事前に対策することで災害発生を未然に防止する活動です。

ヒヤリハットは口頭？書面？

結論として、書面での報告、記録が望ましいのですが、はじめて取り組む場合は、口頭報告・書面記録から始めてみてください。 ※所定の様式はありません。

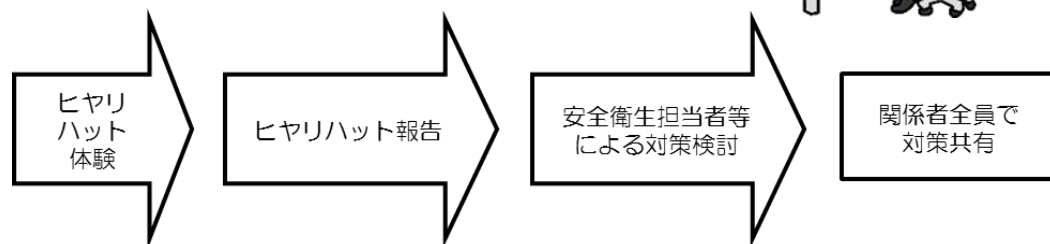
活動を定着させるコツは、**報告しやすい方法**にすることです。

労働者の声を集め、労働災害になる前に対策してください。

書面での報告は一定の様式を定め、少なくとも

- ・いつ、どこで、なにをしていたときにヒヤリとしたか
- ・原因と対策、対策完了日

を記入するようにしてください。



労働者と議論する場の確保

労働者50人以上の事業場では、安全委員会、衛生委員会等を置き、安全衛生について議論していただいておりますが、労働者50未満の事業場ではどうすべきでしょうか。

労働安全衛生規則第23条の2にでは次のように定めています。

「委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。」

関係労働者とは、安全問題、衛生問題について当該作業に関係のある労働者を言います。

労働者が1人でもいれば、会議、ミーティング、懇談会などの機会をとらえて安全や衛生について意見を聴くようにしてください。

ヒヤリハット報告書（例）

原因は可能な限り、細分化することが重要です。

理由) 単に原因記入とした場合、重大な原因の見落としがある可能性があるため。

荷物運搬時に濡れた床で転倒しそうになった事例で説明します。

（単に原因記入とした場合）

- ・床が濡れていたため。

（原因を細分化した場合）

- ・雨が吹き込む構造だったため（設備的）。
- ・台車がなく、両手がふさがっていたため（作業的）。
- ・床が濡れていた場合の清掃用具がなかったため（管理的）。
- ・残業が多く、集中力が低下していたため（人間的）。

ヒヤリハットは大きな災害になる可能性があります。

労働者から報告があった場合は速やかに対策を検討するようにしてください。

ヒヤリハット報告書					
記入日	令和	年	月	日	氏名
いつ	令和	年	月	日	時 分
どこで					
どうしていたとき					
ヒヤリとしたこと					
想定原因					対策案
設備的（設備、防護・安全装置の欠陥等）					
作業的（動作、作業方法の欠陥等）					
管理的（作業標準、安全衛生教育の欠陥等）					
人間的（無意識行動、近道行動、疲労等）					
担当者	職名		氏名		担当者記入欄
実施対策・時期					
					担当者記入欄
責任者	職名		氏名		責任者記入欄
意見					
					責任者記入欄

危険の見える化

視覚情報に訴えかけることは大切なことです。

危険な箇所への表示

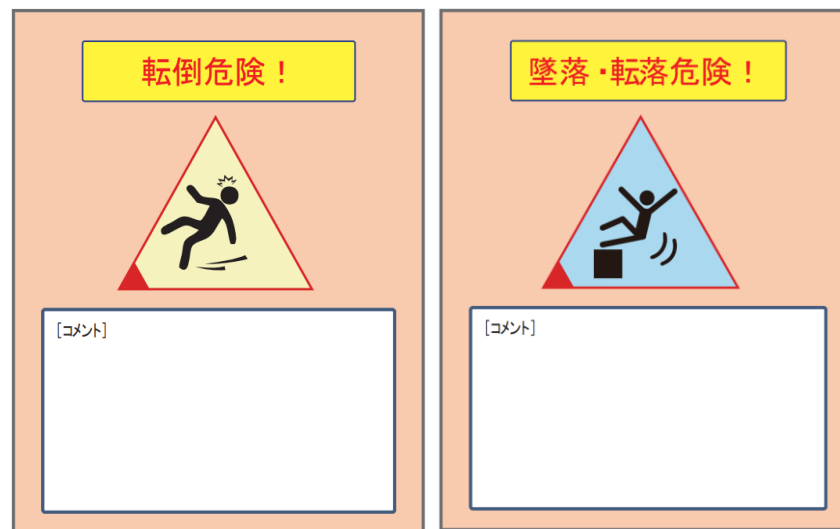
表示方法（例）

・トラテープ



段差解消のためにスロープで養生しトラテープで
注意喚起している例

・ステッカー



「職場のあんぜんサイト」からダウンロードできます。

（転倒危険、墜落・転落危険、腰痛危険、災害危険の4種）

K Y 活動とは

K Yは「危険予知」の頭文字をとったものです。

作業に取り掛かる前に、どのような危険があるかを話し合い、作業者の行動で危険に出会わないようにするものです。

危険は「0」にはできません

K Yは作業をする前に危険を想定しますが、危険をなくすることが先ではないかとお考えの方がおられると思います。

リスクアセスメント※で危険性や有害性を「0」に近づけるようにしますが、危険を「0」にすることはできません。

毎日の作業には必ず危険が潜んでいます。

日々の作業内容の危険を事前に想定し、労働者自身が行動を決定することで労働災害、ヒヤリハットにならないようにすることがK Yの目的です。

部門ごとに朝礼やミーティングがある場合は、その機会を活用して、どのような危険があるかを全員で共有し、安全当番、安全担当が行動目標を唱和するなどして関係労働者の意識を高めることは有効といえます。



イラストシートの活用

毎日のK Yのほかに、定期的にイラストシートをもとに集団で危険を探り、対策を検討することも重要です。

イラストシートを使ったK Yは、多角的な視点を得ることができる点が毎日の一人で行うK Yと比較して優れています。

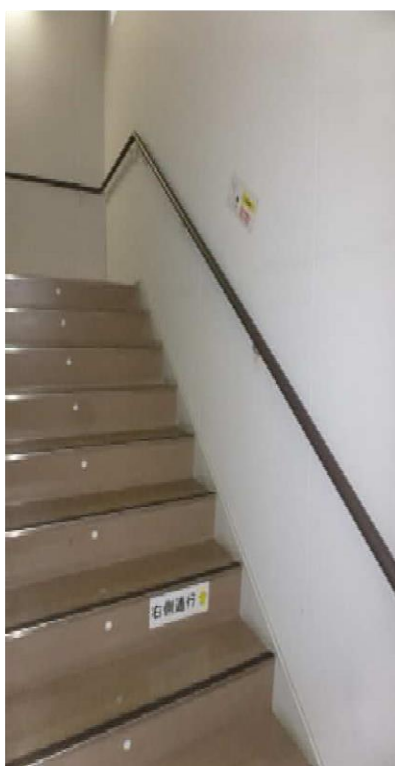
毎日のK Yは安全当番などが発言した場合は限定的に共有できますが、そのほかのリスクを共有できない可能性があります。

管理者、労働者などの関係者が一体となって取り組むことでより多くの危険を発見し、対策を毎日のK Yに活かすことで、よりよいサイクルを構築できます。



取り組み事例①

- 階段の通行ルールを表示して手すりの使用を勧奨している例



- 踏み面端部に砂を混ぜた塗料を塗ることにより、耐滑性を高めている例



取り組み事例②

- 事務所出入口に防滑マットを敷いている例



- 段差箇所を黄色で目立たせ、注意喚起の表示を行っている例



取り組み事例③

- 出入口の通行ルールを定めて表示を行っている例



- 通路のL字コーナーにミラーを設置している例



腰痛予防について

腰痛の要因は「動作」、「環境」、「個人」、「心理、社会的」に大別されます。

小売業では段ボールなどの重量物を取り扱う際の腰痛が多発しています。



4 要因

・動作要因

重量物の取り扱い、人の抱え上げ、拘束姿勢、
不自然な姿勢、急激又は不用意な動作

・環境要因

振動、温度等、床面の状態、照明、作業空間

・個人要因

年齢、性別、体格、筋力、既往歴、基礎疾患

・心理、社会的要因

働きがい、支援不足、トラブル、過重労働

腰痛災害の発生状況事例

・ ケース在庫を棚に積み上げる際に、踏み台を使わずに作業して負傷。

・ 20 k g の荷物を運び、床に下した際に負傷。

・ 200 k g の業務用品を荷下ろししていた際に、倒れそうになったため、支えたところ負傷。

・ 中腰の姿勢で片付け作業をしていた際に、腰をひねった状態で12 k g の物を持ち上げて負傷。

・ 店舗の20 k g のポールを勢いよく持ち上げようとした際に負傷。

職場における腰痛予防対策指針①

厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を定めるほか、腰痛予防体操等の教材を作成しています。

作業管理

- ・ 自動化、省力化
台車、道具の利用
- ・ 作業姿勢、動作
膝をついて作業、正面で作業、同一姿勢の回避
- ・ 作業体制
複数配置
- ・ 作業標準
動作、姿勢等の方法 ※適宜見直しが必要
- ・ 休憩・作業量、作業の組み合わせ
適宜休憩、ほかの作業との組み合わせ
- ・ 靴、服装等
足に適合した靴、伸縮性等を考慮した作業服

作業環境管理

- ・ 温度
寒冷ばく露は腰痛を悪化させることに留意。
- ・ 照明
足もとや周囲の視界 ★転倒防止措置
- ・ 作業床面
凹凸の解消 ★転倒防止措置
- ・ 作業空間や設備、荷の配置等
整理整頓、作業台や椅子の高さ
- ・ 振動
重機等の座席の振動軽減

職場における腰痛予防対策指針②

厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を定めるほか、腰痛予防体操等の教材を作成しています。

健康管理及び労働衛生教育等

- ・腰痛健康診断

- ・腰痛予防体操

筋疲労回復、柔軟性、リラクゼーション



「転倒予防・腰痛予防の取組 | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))」

- ・腰痛復帰時の措置

本人への配慮、産業医等の意見の尊重

- ・労働衛生教育

内容) 腰痛の発生状況及び原因

腰痛発生要因の特定及びリスクの見積もり方法

腰痛発生要因の低減措置、腰痛予防体操

- ・相談窓口の整備

- ・産業医等による保健指導

睡眠、禁煙、運動習慣、バランスのとれた食事



腰痛の労災認定

- ・腰痛は、事業場内で発生したものが全て業務上の災害として認定されるわけではありません。

- ・災害性の原因による腰痛（1、2をいずれも満たすもの。）

1) 腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、
仕事上の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること。

2) 腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・
基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること。

- ・災害性の原因によらない腰痛

突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う仕事など腰に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などからみて仕事が発症の原因で発生したと認められるもの。

安全衛生管理体制について（安全推進者の配置①）

安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務がない事業場（第三次産業等）での労働災害の増加を受け、安全担当者が必要な状況にあります。常時10人以上の労働者を使用する事業場では「安全推進者」の配置をお願いします。

安全推進者の配置が求められる背景

事業場の業種・規模によって法令上求められる安全衛生管理体制は異なります。

例) ①労働者数60人の社会福祉施設の場合

→衛生管理者と産業医の選任が必要（義務）

②労働者数15人の飲食店の場合

→衛生推進者の選任が必要（義務）

しかしながら、法令上「安全」についての管理者の選任が義務付けられていない事業場※についても、労働災害の発生状況から「安全」についての担当者が必要。

→ 平成26年にガイドラインが策定され、安全推進者の配置について示されました。

安全衛生管理体制について（安全推進者の配置②）

安全についての管理者の選任義務について

（滋賀労働局版「職場の安全衛生管理」より）

	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者 (推奨)
事業場規模 常時使用する労働者数 法人合計では無い点に注意	常時10人以上50人未満 （常時50人以上の事業場は、安全管理者※、衛生管理者、産業医の選任が必要） ※安全管理者は業種指定有り		
業種	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業※、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業※、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 ※「各種商品卸売業」及び「各種商品小売業」は、衣食住全てにかかる商品を取扱う事業場のことです。		
資格	① 都道府県労働局の登録を受けた者が行う講習を修了した者 ② 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有するもの ③ 高等学校または中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有するもの ④ 5年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有する者 ⑤ 厚生労働省労働基準局長が②から④までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 （安全管理者または衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後、5年以上安全衛生の実務※に従事した経験を有するもの） ※衛生推進者の場合は、「衛生の実務」		※「安全推進者」は、ガイドライン上選任が求められているもので、特に以下の業種は重点的な配置が勧められています。 小売業（左欄以外）、社会福祉施設、飲食店

安全衛生管理体制について（安全推進者の配置③）

安全推進者を配置したときは、配置した安全推進者の氏名を、作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知してください。

安全推進者の職務

1. 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓（4 S活動）の推進

床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善

台車等道具の安全な使用に関するマニュアル整備 等

2. 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：労働災害防止に係る意義の周知・啓発

作業に係る安全な作業手順についての教育・研修 等

3. 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告

の作成及び労働基準監督署長への提出 等

安全
推
進
者

○
○

△
△



(参考) リスクアセスメントとは

職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法。

リスクアセスメントの重要性

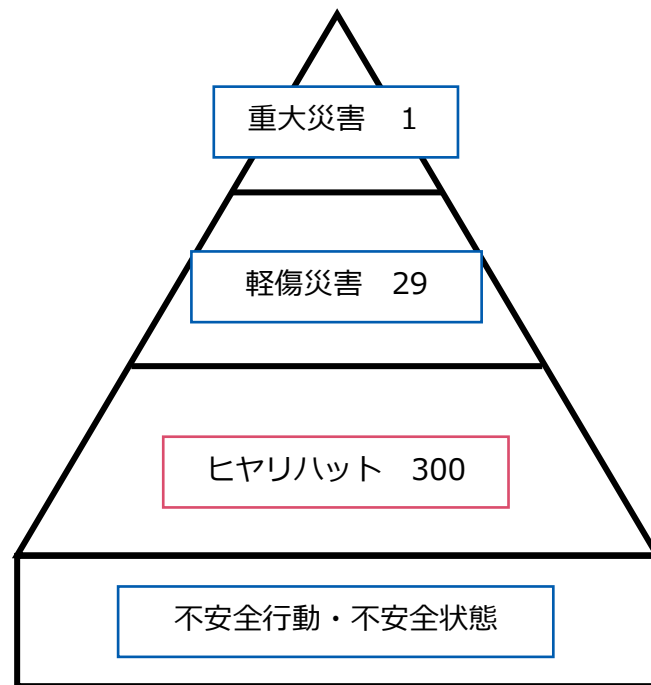
労働災害発生の背景には、ヒヤリハットや不安全行動、不安全状態がありますが、それを示したものがハインリッヒの法則（右図）です。

1の重大災害の背景には、29の軽傷災害、300のヒヤリハットと無数の不安全行動や不安全状態が存在します。

ヒヤリハット報告を導入している事業場もあると思いますが、ヒヤリ、ハットとしない不安全行動や不安全状態は解消されているでしょうか。報告漏れはないでしょうか。

リスクアセスメントは指針が定められており、労働災害が発生した時だけでなく、新規の設備を導入した時や作業手順を変更したとき等も行うこととしています。

事故やヒヤリハットが実際に発生してからではなく、継続的に事業場の危険性や有害性のリスクを除去、低減することで、リスクが表面化する前に災害の目を摘むことができます。



リスクアセスメントの手順

手順

- ①危険性・有害性の特定
- ②危険性・有害性ごとのリスクの見積もり
- ③リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討
- ④リスク低減措置の実施

リスクの見積もり例

- ・ 災害の発生可能性と重大性からリスクレベルを見積もる方法です。

リスクの見積もりはリスク低減措置内容の検討でも行い、リスクが下がったことを確認します。

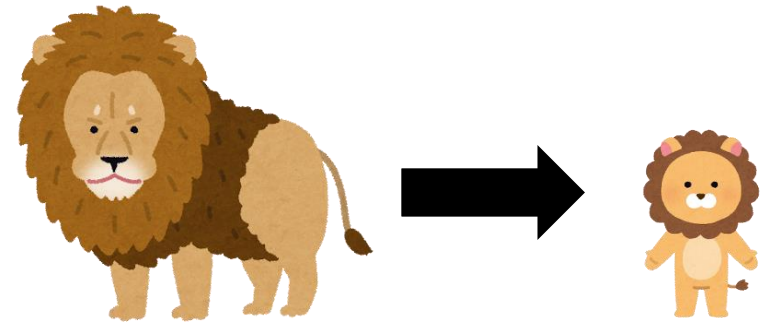
災害の発生可能性	
可能性ランク	記号
かなり起こる（3ヶ月に1回程度）	×
たまに起こる（年に1回程度）	△
殆ど起こらない（10年に1回程度）	○

災害の重大性（ケガの大きさ）	
重大性ランク	記号
極めて重大（死亡・重傷）	×
重大（休業災害）	△
軽微（不休災害）	○

リスクアセスメントの手順

リスク低減措置の優先順位

- リスク低減措置は次の順に検討してください。
 - ①設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更など
 - ②インターロックの設置などの工学的対策
 - ③マニュアルの整備などの管理的対策
 - ④個人用保護具の使用



優先順位の理由

- ライオンと人の例えが有名ですのでご紹介します。
 - ①ライオン（一般的には危険な生物）を別の小動物に置き換えると、危険性が下がります。
 - ②ライオンが必要な場合でも、首輪をつける、柵を設ける等で人との境を作り、危険性を下げます。
 - ③柵を設けても掃除や餌やりで近づく必要がありますので、掃除や餌やりの手順書、ルールを整備します。
 - ④首輪が外れる等でライオンと接触する可能性が残りますので、万一に備えて保護具をつけて作業します。
- この順番を守らなければ、せっかくの対策が台無しです。教育をしたから危険な機械を使っても大丈夫というわけにはいきません。対策は物から人という流れを遵守してください。

リスクアセスメント実践

次の例でリスクアセスメントを実施してみてください。

ちなみにですが、リスクアセスメントの正解は1つではありません。

事例) 脚立を使って電気を交換していたときに墜落

電球が切れたので、事務所の端に置いてあった脚立で電球交換作業をしようとした。

他の人は忙しそうだったので、一人で作業することにした。

電球交換は気づいた人がすることになっており、特にルールは決められていませんでした。

4段脚立の3段目からでは作業がしにくく、一番上の天板に乗ることにしました。

6段ほどの脚立は事務所から50mほど離れた倉庫にあったと思いますが、取りに行くのが面倒でした。

会社には脚立以外に高いところの作業に使えるものはありませんでした。

脚立の天板に電球を外したところ、バランスを崩して脚立から墜落しました。

よく見てみると脚立の脚部滑り止めが一部欠けていたようです。

脚立は半年に1回点検することにしていましたが、記録はつけていませんでした。



リスクアセスメント実践

①危険要因の洗い出し	②現状の対策	③リスク		④評価	④リスク低減対策 (再発防止対策)	⑤対策後 リスク		⑥対策 後評価
		可能性	重大性	リスク レベル		可能性	重大性	リスク レベル

災害の発生可能性	
可能性ランク	記号
かなり起こる（3ヶ月に1回程度）	×
たまに起こる（年に1回程度）	△
殆ど起こらない（10年に1回程度）	○

災害の重大性（ケガの大きさ）	
重大性ランク	記号
極めて重大（死亡・重傷）	×
重大（休業災害）	△
軽微（不休災害）	○

リスクの見積り	リスクレベル	リスクの評価（判定）	リスクへの対応
××	5	極めて大きい（受け入れ不可能）	受け入れ不可能なリスクであり、即座に他の作業方法に変更する必要がある。
×△、△×	4	かなり大きい（受け入れ不可能）	受け入れ不可能なリスクであり、抜本的な対策を実施する必要がある。
○×、×○、△△	3	中程度（受け入れ不可能）	受け入れ不可能なリスクであり、何らかの対策を実施する必要がある。
○△、△○	2	かなり小さい（許容可能）	許容可能なリスクであり、現時点では特に対策を実施する必要がない。（残留リスクあり）
○○	1	極めて小さい（受け入れ可能）	受け入れ可能なリスクであり、対策の必要がない。（残留リスクあり）

リスクアセスメント実践

①危険要因の洗い出し	②現状の対策	③リスク		④評価	④リスク低減対策 (再発防止対策)	⑤対策後 リスク		⑥対策 後評価
		可能性	重大性	リスク レベル		可能性	重大性	リスク レベル
脚立のサイズがあって いない。	6段の脚立を使う。	△	△	3	てすりつきの脚立をつかう。	○	△	2
点検間隔が長い。	6月に1回点検。	×	△	4	使用前に点検する。	○	△	2

災害の発生可能性	
可能性ランク	記号
かなり起こる（3ヶ月に1回程度）	×
たまに起こる（年に1回程度）	△
殆ど起こらない（10年に1回程度）	○

災害の重大性（ケガの大きさ）	
重大性ランク	記号
極めて重大（死亡・重傷）	×
重大（休業災害）	△
軽微（不休災害）	○

リスクの見積り	リスクレベル	リスクの評価（判定）	リスクへの対応
××	5	極めて大きい（受け入れ不可能）	受け入れ不可能なリスクであり、即座に他の作業方法に変更する必要がある。
×△、△×	4	かなり大きい（受け入れ不可能）	受け入れ不可能なリスクであり、抜本的な対策を実施する必要がある。
○×、×○、 △△	3	中程度（受け入れ不可能）	受け入れ不可能なリスクであり、何らかの対策を実施する必要がある。
○△、△○	2	かなり小さい（許容可能）	許容可能なリスクであり、現時点では特に対策を実施する必要がない。（残留リスクあり）
○○	1	極めて小さい（受け入れ可能）	受け入れ可能なリスクであり、対策の必要がない。（残留リスクあり）